

【問い合わせ先】

地方独立行政法人大阪府立病院機構 本部事務局
次長兼総務マネージャー：平田 06-6809-5309

ハラスメント事案に関する職員の処分について

1. 被処分者等

処分日	処分内容	被処分者	年齢
R8.3.25	減給1月	大阪母子医療センター 部長級(技術)	76歳

2. 事案の概要

- 令和6年8月匿名の公益通報を受け、関係職員へのヒアリング、調査等を実施した結果、当該職員は、令和4年度において、部下職員への指導の際、大声を出す等、パワー・ハラスメントに該当する言動を繰り返していたことが確認できた。

【パワー・ハラスメントと認定した主な言動】

・感情が高ぶると大きな声で怒鳴る、部下職員の前で机を強く叩く等する。
・重要案件について承諾を得ていないことに対し「それは絶対にゆるさんぞ」等と大きな声できつく言った。

- 当該職員は、「管理職職員に対して、主体性をもち重要課題に取り組んでほしいとの気持ちが強すぎた。だからといって許容範囲を超えていた行為は、いかなる事情があったとしても許されず、重く受け止めるとともに、深く反省し自身の言動に十分配慮していく」と述べている。

3. 処分の考え方

- 人格を否定する発言がないことや指導の目的は認められるものの、部長級という上位の職階であり、その言動の影響は広範囲に及ぶこと等を踏まえ、「減給」とした。

【理事長コメント】

部下職員の模範となるべき幹部職員がハラスメントを行ったことは誠に遺憾であり、辛い思いや不快な思いをされた職員にはお詫び申し上げます。

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、働く人の仕事への意欲・自信を失わせるとともに、職場秩序の乱れや業務への支障を与える等、大きな弊害を招く行為であり、決して許されるものではありません。

職員一人ひとりがハラスメントについての理解を深めるとともに、「ハラスメントを起こさない、起こさせない」ことを意識して、風通しの良い職場環境づくりに引き続き努め、患者の皆さんにより良い医療を提供することで、患者・府民の皆様の信頼回復に努めてまいります。